

柔道整復師への通院をされる方へ

～保険が使えるのは、どんなとき～

柔道整復師（整骨院・接骨院など）への通院に医療保険が使えるのは、医師や柔道整復師の診断又は判断により、一定の条件を満たす場合になりますので、ご注意ください。

通院する際には、負傷原因を正確に伝えていただきますようお願いいたします。

保険の対象になるもの

打撲及びねんざ
(いわゆる肉離れを含む)



骨折・脱臼
(応急手当を除き医師の同意が必要)



骨・筋肉・関節のケガや痛みで、
負傷原因がはっきりしているとき



保険の対象にならないものの例

単なる肩こりや筋肉疲労



症状の改善の見られない
長期の通院



脳疾患後遺症
などの慢性病



病院・診療所などで
同じ負傷等を治療中の場合



※これらの場合は全額自己負担になる場合があります。ご注意ください！

整骨院・接骨院に 通院する際の注意事項

1. 負傷原因を正確に伝えてください。

負傷原因が外傷性でない場合や労働災害・通勤災害の場合は、後期高齢者医療保険が使用できませんので、どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。

また、交通事故等の第三者による負傷で通院する場合は、警察署に届けると同時に、必ず区市町村窓口へ届出をお願いいたします。

2. 療養費支給申請書には、内容をよく確認してから必ず自分で署名又は捺印してください。

手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は捺印が必要です。

療養費支給申請書の委任欄に署名する場合は、傷病名、通院日数、金額等をよく確認し、署名しましょう。

3. 領収書は必ずもらいましょう！

領収書（保険分合計、一部負担金、保険外の金額の内訳が分かるもの）の無償交付が義務化されております。

4. 通院が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう。

症状の改善が見られない場合、内科的要因（けがではなく、病気による痛みが原因）も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。